

# 国民年金保険料の納付が 困難なときはご相談ください

## 申請免除制度

経済的に保険料の納付が困難な方で、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合、申請により保険料が免除されます。申請免除制度には、保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料が免除となる「一部納付（一部免除）」制度があります。

### 「一部納付の種類」

- ・ 4分の1納付（保険料額 3470円） 年金額 2分の1
- ・ 2分の1納付（保険料額 6930円） 年金額 3分の2
- ・ 4分の3納付（保険料額 10400円） 年金額 6分の5

平成18年7月実施

平成18年7月実施

### 若年者納付猶予制度

若年層の雇用状況が厳しいことなどをふまえ、20歳代の本人の申請により、本人および配偶者の前年の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

### 継続申請（平成17年7月より実施）

全額免除または、若年者猶予の申請が承認された場合（失業等を事由として承認された方は除く）、翌年以降も引き続き申請を行う

旨をあらかじめ申し出ていただくことにより、毎年度の申請書の提出を省略できることになりました。

### 申請および承認期間

平成18年度の申請免除制度および若年者納付猶予制度の申請期間は、平成18年7月から19年7月までですが、申請日以前に障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、早めの届出をお願いします。なお、承認期間は7月から翌年6月までとなります。

### 免除や猶予の承認を受けた期間は…

未納期間とは違い、年金の受給資格期間に算入されます。「一部納付（免除）」は一部の保険料を納付しないと未納になります。また、老齢基礎年金の金額を計算するときは、図の

保険料納付	全額
4分の3納付	6分の5
2分の1納付	3分の2
4分の1納付	2分の1
全額免除	3分の1
若年者納付猶予	年金額には反映されませんが、受給資格にも算入されません
未納	年金額には反映されませんが、受給資格にも算入されません

年金額

年金受給資格期間に算入されます

とおり減額または反映されないことになっていきますのでご注意ください。

申請手続きは市役所保険課医療年金係窓口にて受け付けています。

学生の方には、「学生納付特例制度」がありますので、ご相談ください。

### 【問い合わせ先】

香美市役所 保険課 医療年金係（☎53・3115）  
 南国社会保険事務所（☎088・864・1111）